

※下記内容を必ずお読み下さい。

当院を受診する外国人患者様へ

日本の医療保険制度では、診察、処方、入院、手術などを含む治療の医療費は、1点あたり10円（100%）の単価で計算されます。2019年9月1日より当院では、厚生労働省が公表するマニュアルを参考に、日本国籍を有さず、日本国内で有効な公的健康保険をお持ちでない方、または、日本の出入国在留管理庁が発行する在留カード（以下、「在留カード」）を確認できない方の医療費につきまして、1点20円（200%）にて算定しております。

日本の医療提供体制は、日本国籍を有する者及び日本の公的医療保険制度の対象となる外国籍の方が負担する保険料や各種税金によって支えられています。日本国籍及び在留カードを有さない外国籍の方にも同等のご負担をお願いする必要があることから、このような料金体系を設けております。診療費は当院が定める算定基準に基づいて算出しておりますので、何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

詳しい概算に関しては別紙の「検査料金一覧表」をご参照いただくか、直接職員へお問い合わせ下さい。

【注1】

- ① 写真付きの身分証明書（パスポートまたは有効期限内の在留カード）、
② 日本の公的健康保険証（2025年12月よりマイナンバーカードまたは健康保険資格確認書）
の確認が必要となります。

※患者誤認防止と、外国人患者受け入れ医療機関としての報告義務に基づくものです。
ご協力をお願い申し上げます。

【注2】

日本の法律では、在留カードを常時携帯することが義務付けられています。ご来院時に在留カードをご提示いただけない場合、在留資格がないものとして取り扱い、医療費を1点20円（200%）で計算させていただく場合がございます。また、在留カードの有効期限も確認させていただきます。

万が一、在留カードの期限切れまたは不携帯で1点20円（200%）にてお支払いいただいた後でも、受診日の当月内に領収書、日本国内で有効な公的健康保険証（2025年12月よりマイナンバーカードまたは健康保険資格確認書）、在留カードをご提示いただければ、当院会計窓口にて返金対応が可能です。

【参考文書】

「訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル 第2.4版」 厚生労働省
「旅券等の携帯（入管法第23条）」 出入国在留管理庁

※上記内容に関して説明を受け、十分にご理解した上で別紙「誓約書」にご署名をお願い致します。

Revised: 2026/2/1 (Ver.4.0)